

改正概要

(1)「市街化区域隣接型」の新設

〈土地利用の方針〉

戸建専用住宅主体とし、建築物等の用途の制限等は、第一種低層住居専用地域の範囲内とする。

〈1区域面積の範囲〉

0.5ha以上2ha以下とし、市街化区域から概ね500mの範囲内にあって、都市計画法第34条第11号の一般区域(以下「一般区域」という。)の範囲とする。また、一定の整形な土地利用とする場合等、周辺の土地利用の状況から支障がないと判断できる場合に限り、一般区域内の面積の2割を上限として、一般区域外を範囲として含めることを可能とする。

〈区域が接する道路〉

- ① 有効幅員6m以上の既存道路とし、地区計画の策定に伴う新設または拡幅は認めないこととする。
- ② 防災対策の観点から、既存道路に2方向(2路線)接することとし、1方向(1路線)は有効幅員6m以上の道路であることとする。

(2)「産業振興拠点形成型」の見直し

〈区域が接する道路〉

- ① 有効幅員9m以上の既存道路とするが、「有効幅員4m以上の道路交通法の規定に基づく一方通行の道路」または「地区計画の策定に伴い拡幅し、有効幅員9m以上を確保できる道路」を含めることとする。
- ② 周辺の交通安全の観点から、区域が接する道路から交通分散が円滑に図れる第一交差点(有効幅員9m以上を有する道路の交差点)の道路まで、有効幅員が9m以上の道路とする。

(3)その他

複数類型を併用し、一つの地区計画を定めることができることとする。